

## お知らせ

### 個別避難計画を ご存じですか？

近年、大規模災害が全国各地でも発しており被害が相次いでいます。過去の災害では警察や消防よりも、近所の方々の支援や救助により多くの命が救われています。

#### ●個別避難計画とは

災害が発生したときに、避難に支援が必要な方が、いつ、誰と、どこへ、どのように避難するかなどを決めておく個別の避難計画です。

日高町では、災害時における避難体制を整備するため、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

※災害の発生時に避難支援等が必ず行われることを保証するものではありません。

日頃から親類や近所の方々と災害時の避難について考え、準備をしておくことで、災害時に慌てず、避難の遅れによる危険を減らすことができます。

#### ●計画を作成すると

作成した計画は、日高町が原本を保管し、地域の民生委員や避難支援者と情報を共有することにより、災害が発生した時の避難支援などに活用します。

緊急時には必要に応じて、日高町から各関係機関（警察、消防、サ-

ビス提供事業所等に情報提供し、避難支援等を依頼する場合があります。

個別避難計画を作成した場合は、住民生活課へお問い合わせいただくか、地域の民生委員までご相談ください。

#### 問 住民生活課

☎ 63・3800

### 令和8年度 国民年金保険料について

令和8年度（令和8年4月分から令和9年3月分）国民年金保険料額

月額 17,920円

#### ●お支払い

- ・口座振替
- ・クレジットカード納付
- ・金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口で、納付書による現金納付
- ・スマートフォンアプリ（以下参考）

なお、まとめて前払いすると、割引があります。

#### ●保険料を納めるのが困難な時

申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。

#### 問 田辺年金事務所

☎ 0739・24・0432

#### 住民生活課

☎ 63・3800

## スマートフォンアプリ納付について

国民年金保険料について現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納付ができます。

#### ご利用に必要なもの

- ①納付書 ②スマートフォン ③決済アプリ

#### 対象決済アプリ

- ・ auPAY ・ d払い ・ PayPay ・ 楽天ペイ ・ PayB(※) など

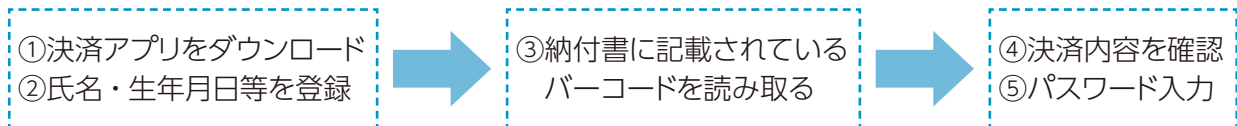
※金融機関等が提供するアプリ等を含みます  
詳細は、PayBのHPをご覧ください



PayB HP



#### スマートフォン決済の流れ



●バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。

●各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 住民生活課(TEL：63・3800)

## 太陽福祉会から 「資源回収」のお知らせ

社会福祉法人太陽福祉会「ワークステーションひだか」では、次の日程で資源回収を行います。

お手数ですが、指定の収集場所へお出しく下さい。

※ワークステーションひだか(中紀地域訓練センター内)に直接お持ちいただいても結構です

### 日時

4月18日(土)  
午前8時～午後1時

(小雨決行・9時より収集開始)

### 収集物

新聞・雑誌(古書含む)、段ボール、アルミ缶・スチール缶

### 収集場所(志賀)

- ・旧上志賀バス停付近
- ・大原橋付近
- ・志賀小北おろす橋東町有地
- ・下志賀コミュニティセンター
- ・県道沿い(西福寺入口付近)
- ・谷口文化会館
- ・柏コミュニティセンター横

### 収集場所(内原)

- ・池田公民館前
- ・東光寺公民館前
- ・内ノ畑公民館前
- ・県道沿い(光明寺向かい)
- ・小中作業所前
- ・高家北集会所前
- ・高家南集会所前
- ・萩原公民館前
- ・KBM日高第2倉庫 三叉路付近
- ・荊木公民館裏
- ・紀伊内原駅南駐車場



## 問 社会福祉法人 太陽福祉会 ワークステーションひだか ☎20・5179

### 浄化槽設置整備事業補助金 補助制度をご利用ください

生活雑排水による河川などの水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併浄化槽を設置する方に費用の一部補助を行っております。

### 対象

令和8年度において、住居の新築または台所・トイレの増改築などで浄化槽を設置される方

### 申し込み期間

4月1日(水)～11月30日(月)

※受付が補助可能基数を超えた場合、期間内であっても締め切らせていただく場合があります

### 条件

- ・日高町に住居登録があること
- ・50人槽以下の住宅用(店舗など併用住宅を含む)であること
- ・日高町集落排水処理施設の処理区域外であること

### 補助額

- ・5人槽 332,000円
  - ・6～7人槽 414,000円
  - ・8人槽 548,000円
- ※人槽は住居人数ではなく、住宅の延べ床面積により算定します

問 上下水道課  
☎63・3805

## メジロの捕獲は禁止です

和歌山県では現在、愛玩飼養を目的にメジロを捕獲することは原則禁止です。ただし、野外で野鳥を観察できない高齢者などは特別に許可される場合があります。

すでに飼養登録されているメジロについては引き続き飼養できます。(一年ごとの更新が必要)

### 問 捕獲許可については

日高振興局 健康福祉部  
衛生環境課 ☎24・3617  
飼養登録については  
産業建設課 ☎63・3804

## 人権・行政・心配ごと相談 合同相談所開設

### 日時

4月21日(火) 午後1時～4時

### 場所

日高町ふれあいセンター  
2階会議室

相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご利用ください。相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々がいます。

問 日高町社会福祉協議会  
☎63・2751

## 4月1日より国土利用計画法 の届出項目が追加されます

届出の様式も変わります

### 追加される届出項目

国土利用計画法の事後届出について、土地に関する権利の取得者(買主等)が法人の場合に、以下の項目についても届出が必要になります。

- ・法人の代表者の国籍等
- ・同一の国籍を有する者が法人の役人の過半数を占める場合、当該国籍等
- ・同一の国籍を有する者が法人の議決権の過半数を占める場合、当該国籍等
- ※土地に関する権利の取得者(買主等)が個人の場合は、届出項目の変更はありません

### 国土利用計画法の事後届出とは

1万㎡以上の土地について、売買等の契約を締結した場合、土地の利用目的などについて、役場に届ける制度です。

問 企画まちづくり課  
☎63・3806



土地取引の事後届出  
制度について



法人の届出事項の  
変更について